## ナンバーカードの申請をお急ぎください

マイナンバーカード未取得者のうち交付申請を行っていない方については、交付申請書を7月下旬から9月 にかけて再々送付しております。さらに未申請の方に対し11月から12月上旬にかけても同様に交付申請書 を順次発送しております。(75歳以上の方、令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方、在留期 間の定めのある外国人の方などの一部の方には、別の機会に交付申請書を送付しているため、今回は送付し ません。)

申請方法は、スマホで交付申請書のQRコードを読み取って、メールアドレスや氏名・生年月日などを入力し て、顔写真を添付して送信するだけです。

役場住民課でも申請できます。役場住民課では、写真撮影からオンライン申請まで全部無料で住民課職員 が行いますので、手ぶらでお越しいただくだけで大丈夫です。

住民課窓口でマイナンバーカードを申請した方にプレゼントを差し上げます。なくなり次第終了です。



## 12月の休日申請受付・交付窓口

12月11日(日)午前9時~正午 役場 住民課窓口 ところ

マイナンバーカードの受け取りもできます。ただし、休日窓口での受け取りは来庁者が多数により、長時間の 待ち時間が生じる場合があることをあらかじめご了承ください。

- ※携帯電話をお持ちください。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁者の状況により準備が整うま での間は庁舎の外でお待ちいただき、**準備が整い次第、順次電話でお呼びする場合があります。**
- ※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

**問合せ先** 役場 住民課 内線121·174



## 「ナポイント第2弾を実施しています

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申込みを行い、選んだキャッシュレス決済サービス(※1)で 利用可能なポイントがもらえるしくみです。

**役場では平日の午前9時から午後5時15分まで、申込の支援窓口を開いています。**詳しくはお問合せください。 12月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象です。

マイナポイントの申込期限は令和5年2月28日までです。

マイナンバーカードを取得した方のうち、マイ ナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイ ナンバーカードをこれから取得する方も含み ます。)

最大5,000円分※2

マイナンバーカードの健康保険証 としての利用申し込みを行った方 (6月29日以前に利用申し込みを 行った方も含みます)

7.500四分

公金受取□座の登録を 行った方(6月29日以前 に登録を行った方も含 みます)

7. 500円分

- QRコード決済(○○Pay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードな **%**1 どのことです。
- ※2 令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ20.000円の チャージやお買い物を行っていない場合(最大5.000円分までポイント付与を受け ていない方)は、令和4年1月1日以降も引き続き、上限(5.000円相当)までポイント の付与を受けることができます。

最新の情報は、総務省のマイナポイント事業ホームページでご確認ください。

問合せ先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120(95)0178

役場 企画課 内線163



総務省マイナポイント事業 ホームページ

IRI https://mynumbercard. point.soumu.go.jp/